

介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業重要事項説明書

<令和8年3月1日>

1. 鏡島弘法前ケアセンターが提供するサービスについての相談窓口
電話 058-251-9062 (午前8:45~午後5:00まで)
担当 生活相談員
ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. 当法人

名 称	医療法人社団 久誠会
所在地	岐阜市鏡島精華3丁目17-5
電話番号	058-251-9038
代表者名	理事長 三浦 宜久

3. 事業所の概要

事業所の種類	介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業 平成18年4月1日 事業所番号 2170102889
事業所の目的	要支援状態である利用者が、日常生活の基本動作がほぼ自立し、状態の維持・改善の可能性が高まるよう、状態に即した自立支援と目標指向型のサービス提供を推進する。
事業所の名称	鏡島弘法前ケアセンター<介護予防通所介護サービス>
事業所の所在地	岐阜市鏡島中2丁目9番13号
電話番号	058-251-9062
管理者氏名	小川 友美
開設年月日	平成16年2月
利用者定員	30名

4. 事業実施地域及び営業時間

事業の実施地域	岐阜市・瑞穂市・本巣市
営業日・営業時間	月~土曜日 9:15~15:15 (日曜定休、年末年始休み)

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	常 勤	非常勤	計
管理者	1名		1名
生活相談員	1名		1名
看護職員	1名	1名	2名
介護職員	7名	1名	8名
機能訓練指導員	2名		2名
理学療法士など		非専従 2名	2名

6. 事業所が提供するサービス

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の金額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、又は8割、7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

① 入浴

- 入浴又は清拭を行います。車椅子の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます（基本料金に含まれます）。

② 排泄

- ご利用者の排泄の介助を行います。

③ 運動機能向上

- 機能訓練指導員が、ご利用者の心身等の状況に応じて、個別の運動機能向上に係る計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直しを行います。

④ 送迎サービス

- ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行いますが、この料金は基本単価に含まれています。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただく場合があります。（1キロあたり20円）

<サービス利用料金>

下記の料金表によって、ご利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担分）をお支払い下さい（上記サービスの利用料金は、ご利用者の要支援度に応じて異なります）。

サービス利用料金	事業対象者 要支援 1	事業対象者 要支援 2	事業対象者 要支援 1	事業対象者 要支援 2
9時15分～ 15時15分	1,798 単位/月	3,621 単位/月	436 単位/回	447 単位/回
生活機能 向上連携加算Ⅱ	200 単位/月	200 単位/月	200 単位/月	200 単位/月
サービス提供体制 加算Ⅰ	88 単位/月	176 単位/月	88 単位/月	176 単位/月
科学的介護 推進体制加算	40 単位/月	40 単位/月	40 単位/月	40 単位/月
利用単位数	単位	単位	単位	単位

【1ヶ月の利用料金<予定>（F+G） 合計 円】

《内訳》

【保険分】

- ・利用単位数 _____ 単位（1月につき） = _____ 単位
 _____ 単位（1回につき）× _____ 回 = _____ 単位…A
- ・介護職員等
 処遇改善加算Ⅰ 上記単位（A）× 9.2% = _____ 単位…B
合計（A+B） _____ 単位…C
- ・地域区分6級地(1単位=10.27円) 上記単位（C）×10.27= _____ 円…D
- ・保険請求額 (D) _____ 円 × 90・80・70% = _____ 円…E
- ・利用者一部負担金（D-E） 合計 _____ 円…F

【実費分】

- ・食事 750円 × _____ 日 = _____ 円…G
- ・その他、散髪代や行事参加費などが掛かる場合があります。

- ☆ まだ要支援認定を受けていないご利用者の場合には、サービス利用料金の金額(10割)をいったんお支払いいただきます。その場合、要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されておらず償還払いとなる場合は、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ ご利用者に提供する食事の材料に係わる費用は別途いただきます(以下(2)①参照)。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

- ① 食事の提供
料金：昼食代1食 750円
 - ② 複写物の交付
ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
 - ③ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する実費でご利用者に負担いただくことが適当であるもの(おむつ等)にかかる費用を負担いただきます。
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の利用料金は、毎月10日以降に前月分の請求書を発行しますので、現金の場合には、その月の20日までにお支払いください。口座振替の場合には、毎月23日(土日祝日にあたる場合は、その翌営業日)が口座振替日となります。お支払い頂きますと領収書を発行いたします。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施予定日の前日までに事業者申し出てください。

- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をいただく場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な理由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	昼 食 代

- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

7. 苦情の受付について

鏡島弘法前ケアセンター	相談窓口	生活相談員
	受付時間	8：45～17：00
	電話番号	058-251-9062
	FAX 番号	058-251-9068
岐阜市役所	機関名	岐阜市介護保険課
	受付時間	平日（月～金） 8：45～17：30
	電話番号	058-265-4141
	FAX 番号	058-267-6015
岐阜県 国民健康保険団体連合会	機関名	国保連合会 介護・障害課苦情相談係
	受付時間	平日（月～土） 9：00～17：00
	電話番号	058-275-9826
	FAX 番号	058-275-7635

8. 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時には、速やかに警察署、消防署、医療機関、利用者の家族に連絡します。事故発生時の情報を収集すると共に、必要に応じて発生現場を保存します。
- (2) 市福祉事務所に連絡します。県庁担当課（室）や県福祉事務所が行なう、現場確認、聞き取り、特別監査等に協力するとともに、再発防止に努めます。

9. 第三者評価の有無について

※ 当事業所は、第三者評価を行っておりません。

10. 虐待防止のための措置

- ① 事業所は、高齢者の生活の質の向上・改善と尊厳をもって暮らせるように、具体的な虐待防止マニュアルを作成し、虐待防止に向けた取り組みを徹底します。
- ② 事業所は、高齢者虐待防止に向けた対策を検討する委員会を設置し、虐待防止のための指針、具体的施策の策定および実施状況の確認を行います。また委員会は定期的に開催され、その結果を事業所内で共有し、必要に応じて改善措置を講じます。
- ③ 事業所は高齢者虐待を防止するため、明確な指針を整備し、職員に周知を行います。指針には、虐待の予防措置、発生時の対応方法、報告体制など、具体的な対応策を含めます。また、定期的に見直しを行い、社会的な変化や法改正に対応できるようにします。
- ④ 事業所は、介護職員に対し、高齢者虐待防止に関連する研修を定期的実施します。研修の内容には、虐待の種類、兆候、予防策、発見時の対応方法、関係機関との連携方法を含みます。研修の実施状況については、記録を残し、その後の評価と改善に活用します。
- ⑤ 事業所は、虐待防止施策を実施するための担当者を設置し、その職務を明確に行います。担当者は、虐待防止に関する施策の実行、効果の評価、職員への指導及び助言を行い、適切な対応を確保します。また、虐待に関する相談や通報を受ける窓口を設け、問題が発生した際には速やかに対応を行う責任を負います。担当者は、定期的にその業務の進捗状況を報告し、改善が必要な場合には対応策を講じます。

11. 身体拘束等の適正化

- ① 事業所は利用者の尊厳を尊重し、身体拘束等の適正化を推進することを目的とします。利用者の自由と人権を最優先に考え、身体拘束の回避を図りつつ、必要に応じて以下の適切な対応を行います。
- ② 環境整備や機能訓練を通じて身体拘束を避け、利用者の自由な移動を促進します。ケアプランを個別に作成し、必要に応じて定期的に見直しを行います。また、身体拘束等の適正化の委員会を3か月に1回実施、検討を行います。
- ③ 身体拘束を行う際は、医師の指示と家族の同意を得たうえで実施し、最小限に抑えます。拘束は必要に応じて解除し、その後の評価も行います。
- ④ 身体拘束の実施後は、理由や方法、解除時期などを詳細に記録し、管理者に報告します。定期的にその必要性を再評価し、記録として残します。
- ⑤ 職員には身体拘束回避の方法や倫理的配慮に関する研修を定期的実施します。個別対応技術を向上させ、適切なケアの提供を目指します。

1 2. 禁止行為

- ① 当施設内では、多くの方に安心してサービスをご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。
- ② 職員に対する身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げる、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのけるなど）は禁止します。
- ③ 職員に対する精神的暴力（怒鳴る、奇声・大声を発する、対象範囲外のサービスの強要など）は禁止します。
- ④ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的な誘いかけ、介護者の身体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、性的な話をしたり卑猥な言動をしたりするなど）は禁止します。
- ⑤ その他、職員や他者の個人情報を求める、ストーカー行為をする、過大な要求・理不尽な要求をするなどは禁止します。

利用時リスク説明書

ご利用者が快適に通所介護サービスを利用できますように、安全な環境づくりに努めておりますが、ご利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因となり、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。このことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による骨折・外傷・頭蓋内損傷のおそれがあります。
- 当事業所は、原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性ががあります。
- 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- 高齢者の皮膚は弱く、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状況にあります。
- 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状況にあります。
- 加齢や認知症の症状により水分や食べ物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- 高齢者であることにより脳や心臓の疾患等で、急変・急死されることもあります。
- 利用者様の全身状態が急に悪化した場合、当事業所配置看護職員の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。緊急と判断し、救急搬送にて病院受診をした結果、幸いにして軽微である場合がありますが、現場の判断は救命を最優先といたしますので、予めご了承ください。
- 感染症マニュアルに基づいてサービスを提供していますが、限られたスペースで飲食や活動を行うので、ご利用者様や職員ともに感染症が広がるリスクが高いことは否定できません。その都度、消毒等は徹底していきますが、感染力が強いものがありますので、ご利用者様とご家族様のご理解とご協力をお願いいたします。
- ご利用者様の体調不良等を除き、準備等ができていない場合、他ご利用者様にご迷惑をかけてしまいますので、可能な限り、時間をずらし再度お迎えに上がります。

個人情報同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- (1) 利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と事業所の連絡調整において必要な場合。
- (2) 医療上緊急の必要性がある場合。
- (3) 緊急時下での行政機関等への情報開示が必要になった場合。

2. 使用する事業者の範囲

居宅介護支援事業所、介護保険サービス及び介護保険外サービス事業所の担当者、主治医や医療機関の担当者、行政機関や民生委員などの関係機関の担当者（ただし、サービス提供に協力が必要な関係者に限る）

3. 使用する期間

契約で定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき「重要事項説明書」・「利用時リスク説明書」・「個人情報同意書」の説明を行いました。

事業所

<所在地> 岐阜市鏡島中2丁目9番13号

<事業所名> 医療法人社団 久誠会

鏡島弘法前ケアセンター

介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業

<説明者> _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から「重要事項説明書」・「利用時リスク説明書」・「個人情報同意書」の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業のサービス提供開始に同意しました。

利用者

<住所>

<氏名> ⑩

代理人

<住所>

<氏名> ⑩